

公益財団法人東京2025世界陸上財団
職員の兼業許可等に関する事務取扱要綱

令和8年3月31日
事務総長決定

(趣旨)

第1条 本要綱は、公益財団法人東京2025世界陸上財団就業規程第12条第3項の規定に基づき、職員が公益財団法人東京2025世界陸上財団(以下「当法人」という。)以外の業務に就く場合の許可等に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

(兼業の定義)

第2条 本要綱において、「兼業」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- 一 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員に就任すること。
なお、役員とは、取締役、監査役、理事、監事、支配人、顧問、評議員、発起人、精算人その他これに類するものをいう。
- 二 自ら営利を目的とする私企業を営むこと。
- 三 報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事すること。

(兼業の許可)

第3条 職員は、前条に掲げる兼業を行おうとするときは、あらかじめ別記様式1により申請し、第4条に定める許可権者から兼業の許可を受けなければならない。

2 職員は、兼業を行わなくなったときは、別記様式2により届け出なければならない。

なお、単に職員の任期が終了することによる場合は、この限りではない。

(兼業の許可権者)

第4条 前条に規定する兼業の許可は、次の表の左欄に掲げる職にある者について、同表右欄に掲げる者(以下「許可権者」という。)が行う。

申請者	許可権者
事務局長(これに相当する職にある者を含む。)	清算人
上記以外の職	事務局長

(兼業を許可しない場合)

第5条 許可申請は、申請に係る職員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として兼業の許可をしないものとする。

- 一 兼業のため時間を割くことによって、職務の遂行に支障をきたすおそれがあると認めるとき。
- 二 兼業による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与えると認めるとき。
- 三 兼業しようとする団体等との間に、当財団に関する請負・委託等諸般の契約、資金調達等の利害関係があるとき。
- 四 兼業しようとする団体等の事業又は事務に従事することによって、当法人の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となると認めるとき。
- 五 当法人の秘密が漏洩するおそれがあると認めるとき、又は競業により当法人の利益を害すると認めるとき。

(許可の取消し)

第6条 職員が、第3条第1項の規定により兼業の許可を受けたのち、第5条の規定に該当するにいたったときは、許可権者は、許可を取り消すものとする。

(職務に専念する義務の免除との関係、給与の減額、給与の減額免除)

第7条 職員が兼業の許可を受けた場合で、当該兼業が、当法人職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱要綱（以下「職免要綱」という。）第2条第1項第2号から第3号まで又は第6号の規定に該当するときは、職免要綱第3条に定める承認権者は、職免要綱第4条第2項に定める職務専念義務免除承認の適用基準に基づき、職務に専念する義務を免除することができる。

2 職員が第3条第1項に定める許可を得て兼業を行うためにその勤務時間を割く場合においては、割かれた勤務時間については給与を減額する。ただし、前項の規定により、職員が職務に専念する義務を免除された場合において、報酬を得ずに当該兼業を行うときには、当法人職員給与規程第21条に定めるところにより、給与の減額を免除することができる。

(実績報告)

第8条 清算人は第3条第1項の規定による許可を受けて兼業を行う職員に対し、当該兼業の実績について必要に応じ報告を求めることができる。

(営利企業以外の団体の役員等の兼職)

第9条 第2条に定めるもののほか、職員が、勤務時間内に国、地方公共団体その他の公共団体(当法人を除く。)において法令、条例、定款、寄附行為その他の規約で定める役員等に報酬を得ずに就任する場合は、次の各号に定めるものを除き、あらかじめ承認を受けなければならない。

一 東京都及び当法人が加入する協議会等の役職員に就任するとき。

二 東京都の附属機関の委員、幹事、書記等に就任するとき。

2 第3条から第7条までの規定は、前項の場合に準用する。ただし、兼職承認の申請は、別記様式3により行うものとする。

(派遣職員の取扱い)

第10条 他団体との出向又は派遣に関する契約書等に基づき、当法人に出向又は派遣される職員においては、当該契約書等が本要綱と異なる定めをしている部分について、原則として当該契約書等の規定の定めるところによるものとする。

(その他)

第11条 本要綱の施行に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

本要綱は、令和5年7月10日から施行する。

附 則

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、令和8年4月1日から施行する。